

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和 2 年 1 2 月 2 1 日
担 当 部 課	総務部納 税推進課
担 当 者	橋本・牧
連絡先電話番号	077-587-6087

野洲市内特定空家等略式代執行費用等債権の回収の見通しについて

1. 概要

平成 31 年 2 月から 3 月にかけて行った野洲市北 810 番地ほかに所在していた特定空家等の略式代執行による解体費用（334 万 8 千円）の債権について、当該土地等（以下「本物件」という。）の根抵当権者として行ってきた債権回収に向けた協議が整い、令和 2 年 11 月 30 日付けで契約を締結しました。これにより、債権回収に向けた見通しが立てられたことから、現状について報告するものです。

今後は、本市が予納金（約 100 万円）等の費用を負担して家庭裁判所に相続財産管理人選任を申し立て、その後は、選任された相続財産管理人が本物件の管理・清算を行います。その中で本物件の換価が実現すれば、契約に基づいて両者（本市と根抵当権者）の債権回収ができます。

2. 契約内容

- ① 本市の費用負担で相続財産管理人の選任申立てを家庭裁判所に行う。
- ② 主に本市が、相続財産管理人による本物件の管理・清算を補助する。
- ③ 相続財産管理人の職務完了までは、根抵当権者による担保権の実行（競売申立て）を保留する。
- ④ 相続財産管理人による本物件の売却代金のうち、本市と根抵当権者に対する債務の弁済に充てられる金額（相続財産管理人の報酬等の必要経費を除いた金額）を、本市と根抵当権者の双方で均等配分する。

※ 均等配分の上限は、それぞれの債権額である。

3. これまでの経緯

野洲市北 810 番地ほか（市街化調整区域）に所在していた、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあった空き家を、平成 29 年に、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「特定空家等」に認定し、同法に基づく指導等を相続人（所有者は死亡）に対して実施した。

その結果、すべての相続人が相続放棄したため、相続人が明らかでないことを理由とする略式代執行により、平成 31 年 2 月から 3 月にかけて、本市が解体工事を実行した。

この解体工事の費用（334 万8千円）の債権回収を目的に、更地となった本物件の換価を主眼として、令和元年5月に住宅課（解体工事所管）から納税推進課（債権回収統括）へ当該債権を移管した。

4. 本物件（土地）について

- ① 野洲市北 801 番1 現況地目 宅地 地積 204 m²
- ② 野洲市北 810 番 現況地目 宅地 地積 274.38 m²

○ 位置図



○ 略式代執行前



○ 略式代執行後



